

寿楽荘夏祭り

寿楽荘 ☎ 59-7411
長寿課

と き 8月19日(日) 午前9時
30分～午後3時30分

ところ 寿楽荘

内容 縁日、eスポーツ、昔遊び
など

対象 市内在住の60歳以上の
方、市内小学生とその家族
※小学生は要申し込み

申し込み 申込用紙(寿楽荘にあり
ます)を直接、電話、ファクス、メ
ールで寿楽荘(FAX65-8119)✉
juraku@nrc.gamagori.aichi.jp)
へ。



認知症家族の交流会

長寿課 ☎ 66-1105

ID 0236872

認知症の家族を介護する方同士の
交流で、悩みや対処方法を聞くこと
ができます。

と き 8月22日(金) 午前10時
～正午

ところ 市役所北棟集会室

対象 認知症の方を介護している
家族

申し込み 不要



セカンドライフ相談会

長寿課 ☎ 66-1105

ID 0296713

定年後の年金のことや、活動の場、
生きがいづくりについて考えてみま
せんか。

と き 9月6日(日) 午前9時30
分～11時30分

ところ 市民会館会議室1・2

内容 「初めての年金セミナー」
午前9時30分～10時10分
※シルバー人材センター、ハロー
ワーク、キャリア人材バンクあ
いちなど参加機関の相談コー
ナーあり。

対象 55歳以上の方

参加費 無料

申し込み 8月15日(金)～29日(金)
に電話またはインターネットで長
寿課へ。

自動交付機廃止の時期が 早まります

市民課 ☎ 66-1109

ID 0332549

令和7年度末に廃止予定と案内
していた市役所休日窓口前の自動交
付機が12月28日で廃止となりま
す。今後はマイナンバーカードによ
るコンビニ交付をご利用ください。

市民カードは印鑑登録証として、
窓口で印鑑証明書を発行するときに
必要となりますので捨てないでくだ
さい。



市税条例等の一部が改正されました

税務課 ☎ 66-1116

○大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

19歳以上23歳未満の親族が合計所得金額で58万円を超える場合でも、納税義務者が控除を受けられることができる制度が創設されました。(95万円を超える場合は控除額が段階的に減少)

○給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除の最低保障控除額が55万円から65万円に引き上げ

○各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件が48万円から58万円に引き上げ

上記の改正内容は令和7年の収入を基礎とする令和8年度の個人住民税から適用されます。

高齢者孤独軽減ロボット 購入補助金

長寿課 ☎ 66-1105

ID 0331243

高齢者の方の孤独軽減のため、コ
ミュニケーションロボット購入費用
の一部を補助します。購入予定のロ
ボットが対象となるか、購入前に必
ず確認ください。

対象 以下のすべてに該当する方
・市内在住の65歳以上で、単身世
帯の方

・8月1日以降にコミュニケーション
ロボットを購入

・施設入所などしていない

補助額 上限3万円・購入初期費
用の1/2

申し込み 8月1日(金)～令和8年
3月31日(日)に、申請書兼請求書
(長寿課、市ホームページにあり
ます)を直接長寿課へ。

国民健康保険税・後期高 齢者医療保険料のコール センター設置

保険年金課 国保 ☎ 66-1172

後期 ☎ 66-1102

コールセンターを設置し、納付忘
れのお知らせ・自主納付のお願いを
電話や文書で行います。

コールセンターの電話番号

☎ 66-1217

振り込め詐欺などの不審な電話にご
注意ください

コールセンターから、還付金の案
内やATMの操作などの案内をお願
いすることはありません。不審な電
話を受けたときは、保険年金課へお
問い合わせください。